２　認可事業者が、正当な理由なしに、前項に規定する被保護者に係る委託を受けることを拒んだときは、同項において準用する第七条第二項及び第三項の規定により定める額の全部又は一部を支弁しないことができる。

（食事給与費）

第十二条　規則第百十六条第二号の規定による措置に要する費用の支弁は、被保護者一人一日につき千三百六十一円とする。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

１　この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の更生保護委託費支弁基準の規定は、令和七年四月一日から適用する。

２　前項の規定を適用する場合においては、この省令による改正前の更生保護委託費支弁基準の規定に基づいて支弁された費用は、改正後の更生保護委託費支弁基準の規定による費用の支弁の内払とみなす。

小田原市　京都市	仙台市	新潟市　金沢市	上記以外の市町村
五二二、三八〇円	五〇三、九五四円	四九〇、一三五円	四七六、三一五円

３　認可事業者が、正当な理由なしに、第一項に規定する被保護者に係る委託を受けることを拒んだときは、同項において準用する第七条第二項及び第三項の規定により定める額の全部又は一部を支弁しないことができる。

（食事給与費）

第十二条　規則第百十六条第二号の規定による措置に要する費用の支弁は、被保護者一人一日につき千三百五十九円とする。

○環境省令第十九号

水道法（昭和三十二年法律第百七十七号）第四条第二項の規定に基づき、水質基準に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年六月三十日

環境大臣　浅尾慶一郎

水質基準に関する省令の一部を改正する省令

水質基準に関する省令（平成十五年厚生労働省令第百一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	
水道法（昭和三十二年法律第百七十七号）第四条第二項の規定に基づき、水質基準に関する省令を次のように定める。 水道により供給される水は、次の表の上欄に掲げる事項につき環境大臣が定める方法によって行う検査において、同表の下欄に掲げる基準に適合するものでなければならない。	
一～十九	（略）
二十	（略）
	ペルフルオロ（オクタン―一―スルホン酸）（別名ＰＦＯＳ）及びペルフルオロオクタン酸（別名ＰＦＯＡ）
	○・○○○○五㎎／ℓ以下であること。
二十一～五十二	（略）
	（略）

改正前	
水道法（昭和三十二年法律第百七十七号）第四条第二項の規定に基づき、水質基準に関する省令を次のように定める。 水道により供給される水は、次の表の上欄に掲げる事項につき環境大臣が定める方法によって行う検査において、同表の下欄に掲げる基準に適合するものでなければならない。	
一～十九	（略）
（新設）	（新設）
	（新設）
二十～五十一	（略）
	（略）

附　則

この省令は、令和八年四月一日から施行する。